



**【令和3年度第5回戸田市国民健康保険運営協議会議事報告について】**

**【開催日】** 令和3年11月17日（水）

※全委員の意見に対する承認を集約した日を以って開催日とする。

**【開催方法】** 書面開催

**【出席委員】** 15名（回答書により返信）

**【公開方法】** 戸田市ホームページにて報告内容を議事録として公開

**【議事案件】**

- （1）令和3年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について
- （2）戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- （3）戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

令和3年度第5回戸田市国民健康保険運営協議会の議事案件3件は、すべてが12月市議会へ上程する議案であり、この内容について、事前にご説明、ご報告させていただくものである。

**(1) 令和3年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について  
補正予算(第1号)(案)概要(資料1参照)**

**【補正予算の内容は国民健康保険事業費納付金の確定によるものです】**

令和3年度当初予算作成時点では、県から示された試算に基づき、国民健康保険事業費納付金を予算計上しておりましたが、その後の県による本算定により、納付金額が確定されたことから、当該予算を補正するものである。

戸田市では、これまでも今回同様に12月補正予算で事業費納付金の補正予算の対応を行っているところであり、埼玉県内の多くの市町村でも同様の対応を要する。

ご意見等はございませんでした。

**(2) 戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について  
戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)概要(資料2参照)**

**【国の法令改正に伴い、出産育児一時金支給サービスの維持継続のため、全国の市町村で同様に実施する条例改正です】**

戸田市の国民健康保険に加入している方が出産した場合は、その方の属する世帯主に出産育児一時金として、「戸田市国民健康保険条例」に定める404,000円を支給し、さらに、「戸田市国民健康保険に関する規則第11条の3」に定める、産科医療補償制度の掛金16,000円を加算して、420,000円が支給される。ただし、産科医療補償制度に加入していない分娩医療機関で出産した場合は、404,000円が支給される。

この度、産科医療保障制度掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられ、国の社会保障審議会においては少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額については42万円を維持すべきとされた。これを踏まえ健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、当該条例で定める出産育児一時金を改正するものである。こうしたことから、戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)を提案するものである。

ご意見等はございませんでした。

**(3) 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について**

**戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)概要(資料3参照)**

**【戸田市国民健康保険運営協議会からの答申どおりの内容で、戸田市国民健康保険税条例の改正を図るものです】**

国民健康保険の財政赤字解消を目指し、医療分均等割について、令和4年度、令和5年度の2ヵ年かけて、合計11,800円の引上げを行うこととし、戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)を提案するものである。

なお、令和4年度あわせて実施予定の「未就学児の均等割軽減措置」につきましては、国からの通知発出スケジュールにより、次回3月議会への上程予定である。

ご意見等はございませんでした。